

早めの対策で安心

第1回

わが家で役立つ保険活用術

家族が認知症事故に巻き込まれたら

2007年、徘徊していた要介護4の認知症患者の男性（当時91歳）が線路内に立ち入り、列車にはねられて亡くなりました。この事故による振替輸送費などの損害をめぐり、鉄道会社が遺族に対し訴訟を起こしたのです。最高裁では一審、二審の判決を覆し、介護の状況などから「家族に責任はない」という判決がおりました。妻自身も介護が必要な状態であることに加え、長男は実家から離れて暮らしていたので日常的に介護することは困難だったのです。

あくまでも、今回の判決は家族による介護には限界があることを認めたものであって、認知症患者が起こした事故に対して家族に責任がないというわけではありません。他人や物に損害を与えた本人が認知症などで「責任能力なし」と判断されても、家族が「監督義務者」として義務を怠った場合には賠償責任を負う可能性があります。

この訴訟を受けて、本人やその家族が列車事故の賠償責任を負った場合に備えて加入する保険に注目が集まっています。日常生活で誤って他人にケガをさせたり、物を壊してしまったりなど、法律上の損害賠償責任が発生したときに補償される保険があります。しかし、線路内に浸入し、「車両を損壊させた」「乗客にケガを負わせた」場合には補償の対象になってしまっても、電車を運行不能（遅延など）にさせ、鉄道会社に損害を与えた場合には補償の対象にはなりません。そこで、一部の損害保険会社では、認知症患者が誤って線路内に入り電車を運行不能にさせてしまっても、損害を補償できるよう保険が見直されています。補償の対象にならない場合もあるので、新たに加入を検討する場合は内容をよく確認し、ご家族に合う保険を選択することが大切です。



越川 周一

2級ファイナンシャル・
プランニング技能士

協力：総合保険代理店サンツクバ（株）